

5 収支の状況

(単位：円)

区 分		26年度	25年度	増 減	
収入	事業収入	県からの委託料	463,548,104	364,124,463	99,423,641
		小 計	463,548,104	364,124,463	99,423,641
	事業外収入	基本財産運用益	750	750	0
		雑収入（受取利息）	4,156	1,974	2,182
		県からの補助金	0	0	0
		小 計	4,906	2,724	2,182
計	463,553,010	364,127,187	99,425,823		
支出	人 件 費	59,217,154	54,972,749	4,244,405	
	管理運営費	8,010,549	8,415,452	△ 404,903	
	事 業 費	396,325,307	300,738,986	95,586,321	
	計	463,553,010	364,127,187	99,425,823	
収 支 差 額		0	0	0	

6 労働条件等

確認項目	状 況			備 考	
	正職員	非常勤職員	臨時職員		
雇用契約・ 労使協定	労働条件の書面による提示	労働条件通知書	—	—	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	公益財団法人鳥取県 天神川流域下水道公 社職員就業規則	—	—	※常時10人以上の労働者 を起床する場合は作成、届 出が必要
	労使協定の締結状況	36協定	—	—	※労働基準監督署長への 届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	8：30-17：15	—	—	※幅がある場合は上限、下 限を記入
	時間管理の手法	使用者の確認（出勤簿）	—	—	※タイムカード、ICカード、自 己申告、使用者の現認など の別を記入
	休暇、休日の状況	土、日曜日、国民の 祝日、年末年始	—	—	※幅がある場合は上限、下 限を記入
給与	給与金額	175,800～345,800円	—	—	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	—	—	※適否を記入
	支払い遅延等の有無	無	—	—	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	有			
	産業医の選任	選任の要否：否	選任状況：無		※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：無		※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：無		※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否：否	選任状況：有		※業種・規模の要件あり

(参考)

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法に基づくもの）
- ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
 - ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
 - ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか）
 - ・1週間単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
 - ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
 - ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要）
 - ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1,000人（3人選任）
		1,001人～2,000人（4人選任）
		2,001人～3,000人（5人選任）
		3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区分	取組み内容
経費	・施設設備機器類の定期点検周期の延伸(運転実態を勘案し、支障の無い範囲内でメーカー指定周期から独自に周期変更)、修繕を可能な限り直営実施など経費の節減に努めている。
環境	・汚水、汚泥の適正な処理による放流水質等の保全本はもとより、設備の効率的操作、LED照明導入等による省エネ、TEASに基づくゴミの減量化等に取り組んでいる。

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	・施設ホームページや電話での意見受付
------------	--------------------

利用者からの苦情・要望	対応状況
該当なし	

利用者からの積極的な評価	特になし
--------------	------

9 指定管理者による自己点検

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕
<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年3月18日にTEASⅡの審査を受け、TEASⅡ(2011)の要求事項を満たしている旨の審査結果報告書が提出された。(登録日 H27.3.23 有効期限H28.3.25 初回登録 H22.3.26) ・普及啓発事業の「ぐるり水の探検」を7月26日(土)に開催し、PRに努め、昨年度の50名を上回る学生他親子73名の参加を得て好評のうち終了した。

〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕
<ul style="list-style-type: none"> ・近年、初夏から初秋の高水温期の汚泥腐敗によると思われる汚泥処理の効率低下(汚泥濃縮不良及びこれに伴う脱水汚泥の水分上昇)傾向が顕著となってきた。これに対応するための方策をこれまでに引き続き模索しているところであるが決定的な方策がまだつかみ切れていない。 ・汚泥焼却設備が休止となったことで現在脱水汚泥を貯留サイロ経由で場外搬出しているが、サイロ設備の内部機器の劣化が進行しており、修繕等の整備は行っているものの設置後12年(平成14年度末設置)が経過していること、また、この設備が1基のみの設置であり、将来的に故障時の汚泥処分対応が困難となることが懸念される。 ・各施設設備の多くが供用開始後30年が経過し、標準耐用年数をはるかに超えた物が多くなり、故障等トラブルが多発したり、劣化が顕著となってきたものが増加してきている。 ・普及啓発事業の一つである「下水道ふれあい教室」の開催が今年度は希望がなく、開催できなかった。次年度は早期に積極的なPRを行い複数校での開催を期したい。

10 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
[施設設備の維持管理・緊急時の対応等] ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	3	・施設の運転管理業務について、特段のトラブルもなく適正に執行している。 ・処理水質についても適正な水準を保持している。 ・T E A S IIの登録、男女共同参画推進企業の認定に加え、家庭教育推進協力企業の認定を受け社会的責任の遂行に努めている。 ・H24実施の県の包括外部監査で報告された事項（指摘事項3件、意見7件）については、改善措置を講じ、その措置状況を確認。 ・H27.2.5に避難、通報、消火等の総合訓練を「天神川流域下水道非常時対策要綱」に基づいて実施。（毎年1回実施）
[施設の利用の許可、利用料の徴収等] ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	—	—
[その他管理施設の管理に必要な業務] ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	—	—
[利用者サービス] ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	3	・「ぐるり水の体験」や下水道コンクール等の小学生を対象にしたイベントや施設見学等の来場者への説明案内を通じ、下水道や環境問題への理解を深めた。特に、下水道コンクールの応募総数は897点に達するなど、域内の小学生への下水道に対する啓発に役立っている。
[収入支出の状況]	3	・複数年契約の実施等による委託金額の低減や徹底した節電による省エネ化を図るなど、維持管理経費の縮減に努めた。
[職員の配置]	3	・管理運營業務に必要な体制を確保し、適正な職員配置となっている。
[会計事務の状況] ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 (利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備 (会計規程、協定書等で整備が定められている規程など)	3	・不適正事案や事故等無。 ・業務報告書(月次)における内部監査の結果は問題なし。 ・公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社財務規程に基づき会計事務を処理している。
[関係法令の遵守状況] ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注（鳥取県産業振興条例）	3	・行政指導等該当なし ・県内に受注できる業者がない場合を除き、県内の業者に発注。
[県の施策への協力] ○障がい者就労施設への発注	3	・封筒2種を発注。
総 括	3	・委託した管理運營業務については、施設の運転管理業務をはじめとして協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。

- 《評価指標》5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
- 4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
- 3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
- 2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
- 1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている。計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。

※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。